

## 総合特区の取組について

### ■総合特区制度の概要

総合特別区域法（平成23年8月1日施行）に基づき、地域の包括的・戦略的なチャレンジをオーダーメイドで総合的に支援しようとする制度で、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金等を最大限活かすため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施するもの。

### ■申請経緯

#### 平成22年9月

総合特区制度に関するアイデア募集に対して、医療関係で2点を提案

- ① いわて遠隔医療総合特区（安心健康国保課長寿社会の確立と地域イノベーション創出）／岩手医科大学
- ② 農山村のいのちを守る光の道プロジェクト／遠野市（慶応義塾大学がバックアップ）

#### 平成23年8月～9月

岩手医科大学による総合特区提案と慶応義塾大学による総合特区提案を統合し、岩手県として一つの総合特区として申請することとし、事業関係者による『地域協議会\*』において申請内容等について協議し、基本合意を得る。

#### 平成23年9月30日（予定）

内閣府内閣官房地域活性化統合事務局に申請書を提出

※ 特区特別区域法第42条に基づく地方公共団体と事業実施主体等による取組の推進組織

## 1 総合特区指定申請を行う「地域活性化総合特別区域」の名称

いわて情報連携クラウド・遠隔医療総合特区 — 「保健・医療・福祉」新モデルの構築—

## 2. 総合特別区域

岩手県全域

## 3 導入の目的（政策課題と解決策）

### (1) 保健・医療に関する「地域モデル」の構築と運用

個々の自治体や保健医療圏の地域特性を踏まえた保健・医療の仕組みづくりが必要であることから、個々の地域モデルを構築し、それらの広域連携を実現するとともに、仮設診療所等への遠隔診療支援を実施する。

### (2) 電子化された医療情報と遠隔システムを活用した医療実施に関する特例措置の検討と効果の検証

電子化された医療情報連携に関して、また、遠隔医療の実施について、現行制度上不十分な点があることから、医療情報連携、および、遠隔医療実施についての制度面での諸課題解決に向けて、特例措置を提案し、安全性・妥当性・効果性について実証する。

## 4 事業内容（主な取組内容）

### (1) 保健・医療に関する「地域モデル」の構築

#### ア 事業内容

- ・遠隔医療を中心とする医療「地域モデル」の構築（震災後の地域特性に応じたモデル構築等）
- ・大学病院を起点とする遠隔医療システムの導入（仮設診療所への遠隔診療支援等）
- ・遠隔医療の安全性、妥当性、効果性の検証（特例措置の提案を含む。）
- ・遠隔医療の人材育成と研究拠点の構築（岩手医科大学における教育課程の設置等）
- ・仮設住宅等の施設における遠隔医療相談事業の実施

イ 事業実施主体（想定）

岩手県、岩手県医師会、岩手医科大学、岩手県歯科医師会、慶應義塾大学等

(2) 電子化された医療情報と遠隔システムを活用した医療実施についての制度整備と効果の実証

ア 事業内容

電子化された医療情報の連携に係る現行制度上の課題について、解決に向けた特例措置を提案し、その効果を実証する。

イ 事業実施主体（想定）

岩手県、県内自治体、岩手医科大学、慶應義塾大学、榊原記念病院等

5 事業全体の概ねのスケジュール等

(1) 事業全体のスケジュール

第1期(H23-H24)：先行する「地域モデル」構築への着手と基礎部分の確立

第2期(H25)：取組の充実と実施地域の拡大

第3期(H26)：全体総括及びその後の計画策定

(2) 地域協議会メンバー構成

岩手県、岩手医科大学、慶應義塾大学、岩手県医師会、岩手県歯科医師会、県内自治体ほか

6 新たな規制の特例措置等の提案について

- ・遠隔システムを活用した医療の実施に際しての安全性を担保する技術的基盤を前提とした、遠隔診療等の適用範囲や実施方法の基準についてのガイドライン策定を含めた特例措置の提案
- ・医療機関と自治体や民間事業者の協働による、ネットワークの利用を想定した電子化された医療情報サービス指針の策定

【遠隔診療支援イメージ図】

